

第三十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（徳島県精神医療審査会の委員の任期）

第二条 法第十三条第二項に規定する徳島県精神医療審査会の委員（以下「委員」という。）の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において徳島県精神医療審査会の委員である者の任期は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、同日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に任命される委員の任期は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、徳島県精神医療審査会について、高度の専門的な知識経験等を有する委員を確保し、もって、同審査会の適正な審査及び安定した運営に資するため、同審査会の委員の任期を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。